

議案第四十七号

中央区まちづくり基本条例の一部を改正する条例

右の議案を提出します。

令和七年六月二十四日

提出者 中央区長 山 本 泰 人

中央区まちづくり基本条例の一部を改正する条例

中央区まちづくり基本条例（平成二十二年三月中央区条例第十六号）の一部を次のように改正する。
第七条第二項第三号中「第五条第十七項」を「第五条第十八項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。

（説 明）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第百四号）の施行に伴い、規定を整備するため、この条例案を提出します。